

○古河市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬等が適正に行われるよう必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛玩する目的で人に飼養される犬、猫その他の動物(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 1 項に規定する獣畜を除く。)をいう。
- (2) ペット霊園 ペットのための墳墓、納骨堂若しくは火葬施設を有する施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (3) 移動火葬車 車両(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。)にペットを火葬する炉(以下「火葬炉」という。)を搭載したものをいう。
- (4) 火葬 ペットの死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- (5) 埋葬 ペットの死体を火葬することなく土中に葬ることをいう。
- (6) 墳墓 ペットの死体を埋葬し、又はペットの死体の焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (7) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (8) 納骨堂 ペットの死体の焼骨を収蔵するための施設をいう。
- (9) 火葬場 火葬を行うための施設をいう。

(ペット霊園等の設置場所の基準)

第 3 条 ペット霊園及び移動火葬車の設置場所(移動火葬車においては、火葬を行う場所をいう。)は、当該ペット霊園を設置し、又は当該移動火葬車により火葬処理業務をしようとする者(地方公共団体を除く。)が自ら所有する土地(所有権以外の権利が設定されていないものに限る。)であって、かつ、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、市長が土地その他周辺の状態から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家(以下これらを「人家等」という。)から 100 メートル以上の距離にあること。
- (2) 高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(ペット霊園等の構造設備の基準)

第 4 条 ペット霊園の構造設備は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 墓地 周囲に塀等を設け、かつ、敷地内に雨水等が停留しないようにすること。
- (2) 納骨堂 周囲に相当の空き地を有するとともに、独立した耐火構造の建物とし、かつ、納骨装置には施錠ができること。

- (3) 火葬場 火葬炉その他の焼却施設は、次の要件を満たしていること。
- ア 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有するものであること。
  - イ 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが接することがないこと。
  - ウ 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏 800 度上の状態でペットの死体を焼却することができるものであること。
  - エ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
  - オ 燃焼室内においてペットの死体が燃焼しているときに、燃焼室にペットの死体を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつペットの死体を燃焼室に投入することができるものであること。
  - カ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
  - キ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

**2 移動火葬車の構造設備は、前項第 3 号に掲げる基準に準じた設備を有するものでなければならない。**

(ペット霊園等の設置者等の基準)

第 5 条 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、古河市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 32 号)第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定するものであってはならない。第 12 条第 1 項の規定によりペット霊園の設置者の地位を継承しようとする者及び第 15 条の規定によるペット霊園を管理する者についても、同様とする。

2 ペット霊園等の設置者は、その事業の運営に当たっては、あらかじめサービス内容及び料金を明確にした上で、依頼者に対する適切なサービスを提供しなければならない。

(事前協議)

第 6 条 第 10 条第 1 項の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該許可に係るペット霊園の設置又は変更(墓地の区域の変更又は納骨堂若しくは火葬場の新設若しくは増設をいう。以下同じ。)の計画(以下単に「計画」という。)について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

第 7 条 申請予定者は、規則で定めるところにより、計画の概要を記載した標識(以下単に「標識」という。)を当該計画の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

2 申請予定者は、標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 申請予定者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに当該記載内容を訂正しなければならない。

(説明会の開催)

第 8 条 申請予定者は、規則で定める区域に係る住民及び土地又は建築物の所有者又は使用者(以下「関係住民等」という。)に対し、計画の内容を周知するため、規則で定めるとこ

ろにより、説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(関係住民等との協議)

第9条 関係住民等は、計画について、申請予定者に対し意見を述べることができる。

2 申請予定者は、前項の規定により意見を述べた関係住民等と十分協議しなければならない。

3 申請予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(設置等の許可等)

第10条 ペット霊園を設置しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けて設置したペット霊園の変更をしようとするときも、同様とする。

2 移動火葬車を使用して市内で火葬処理業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより申請し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(許可条件)

第11条 市長は、前条の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(地位の継承)

第12条 第10条第1項の許可を受けた者(以下「設置者」という。)からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を継承するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を継承した者は、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了届及び完了検査)

第13条 設置者は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査(この条において「完了検査」という。)を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該ペット霊園について、同項の許可に係る計画の内容及びこの条例に定める基準に基づき速やかに完了検査を行い、当該設置者に対し、当該完了検査を合格した場合にあってはその旨を書面で通知するものとし、合格しなかった場合にあってはこの条例に定める基準に適合していない箇所について通知するものとする。

3 設置者は、前項の完了検査の合格に係る通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をしてペット霊園又は

移動火葬車を使用して市内で火葬処理業務を行う者(以下「移動火葬業者」という。)の事務所に立ち入り、施設その他を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(ペット霊園の管理者の届出)

第15条 設置者は、ペット霊園を管理する者(以下「管理者」という。)を置くことができる。

2 設置者は、管理者を置いたとき、又はその管理者を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第16条 設置者又は移動火葬業者は、ペット霊園を廃止し、又は移動火葬業務を廃止し、若しくは移動火葬車の車両を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、設置者は、当該ペット霊園に埋蔵及び収蔵されている焼骨について公衆衛生上適正な措置を講じなければならない。

(改善勧告)

第17条 市長は、設置者が第13条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、これらの者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、移動火葬業者が第3条に規定する設置場所以外の場所において火葬を行っているときは、その者に対し、当該規定に従うことを勧告することができる。

(改善命令)

第18条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第10条第1項又は第2項の許可を受けた者
- (3) 前条の規定による命令に従わない者

(使用禁止命令等)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 第10条第1項の許可を受けずにペット霊園を設置し、又は変更した者

(2) 第 18 条第 1 項の規定による命令に従わない設置者

(3) 前条の規定により許可を取り消された設置者

2 市長は、前条又は前項第 1 号に係る処分を受けた者に対し、期限を定めて、当該処分に係る区域に埋蔵及び収蔵されているペットの焼骨の除去を命ずることができる。

3 市長は、第 10 条第 2 項の許可を受けずに、又は第 17 条第 2 項の規定による命令に従わずに火葬を行おうとした移動火葬業者に対し、当該火葬の中止を命ずることができる。

(公表)

第 21 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、ペット霊園の設置の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 23 条 第 20 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条から第 9 条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にペット霊園又は移動火葬車(以下「既設ペット霊園等」という。)の設置(ペット霊園の設置の着手(敷地の造成、建築物の着工その他ペット霊園の設置に係る行為をいう。)を含む。)又は火葬処理業務(以下「設置等」という。)をしている者については、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間は、設置場所を変更する場合を除き第 10 条第 1 項及び第 2 項の許可を受けずに当該既設ペット霊園等を使用することができる。この場合において、当該既設ペット霊園等を設置等している者は、その使用する既設ペット霊園等が第 4 条に規定する基準に適合するよう努めなければならない。

3 既設ペット霊園等を設置等している者は、前項に規定する期間の経過後も当該ペット霊園等を使用しようとする場合は、規則で定めるところにより、当該期間内に市長に申請し、許可を受けなければならない。この場合において、第 3 条(ペット霊園に係る部分に限る。)及び第 6 条から第 9 条までの規定は、適用しないものとする。

4 前項の規定による許可を受けた既設ペット霊園については、第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたものとみなす。

